

基本利用料（医療保険）

※月の初日

(単位・円)

看護師の訪問	自己負担額（1回あたり）		
	1割	2割	3割
基本療養費（Ⅰ）	555	1,110	1,665
管理療養費	767	1,534	2,301
ベースアップ評価料	78	156	234
合計	1,400	2,800	4,200

※月の2回目以降

(単位・円)

看護師の訪問	自己負担額（1回あたり）		
	1割	2割	3割
基本療養費（Ⅰ）	555	1,110	1,665
管理療養費	300	600	900
合計	855	1,710	2,565

注：医療保険による訪問は原則1回/日、3回/週までです。ただし主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合、複数回・週4回以上の訪問が可能です。

注：同一建物居住者が3名以上の場合、料金が減算される場合がありますので、別途お問い合わせ下さい。

加算

サービス内容		自己負担額（1月あたり）		
		1割	2割	3割
24時間対応体制加算	24時間365日、常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に算定	680	1,360	2,040
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	500	1,000	1,500
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅悪性腫瘍もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している ・自己腹膜還流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、計画栄養療法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・真皮を超える褥瘡 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している 	250	500	750

サービス内容			自己負担額（1回あたり）		
			1割	2割	3割
緊急訪問看護加算		利用者・家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回算定 月14日目まで	265	530	795
		月15日目から	200	400	600
長時間訪問看護加算		厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1回を限度として算定	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算		利用者又はその家族の同時を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定（週に1回に限り算定）	450	900	1,350
夜間・早朝訪問看護加算		6時～8時、18時～22時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	210	420	630
深夜訪問看護加算		22時～6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	420	840	1,260
難病等複数回訪問加算		厚生労働大臣が定める疾患等または特別訪問看護指示書が交付された場合に算定 2回/日	450	900	1,350
		3回以上/日	800	1,600	2,400
退院時共同指導加算		在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行った場合に算定	800	1,600	2,400
		特別管理指導加算			
		特別管理加算を算定する状態にある方の場合は、退院時共同指導加算に特別管理指導加算を追加	200	400	600
退院支援指導加算		退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に算定	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算		利用者又はその家族の同意を得て保健医療機関と情報を月2回以上共有し、療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		状態の急変や診療方針の変更に伴い、開催されたカンファレンスに参加して共同で指導を行った場合に月2回に限り算定	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算		『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問看護師が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定	250	500	750
訪問看護 情報提供療養費	(Ⅰ)	利用者の居住地の市町村、都道府県からの求めに対し、利用者の同意を得て訪問看護に関する情報提供をした場合に月1回算定	150	300	450
	(Ⅲ)	利用者の同意を得て、診療を行っている保健医療機関、老健、介護医療院への入院・入所時に訪問看護に関する情報提供をした場合	150	300	450
ターミナルケア療養費	(Ⅰ)	利用者及び家族等と話し合い利用者本人の意思決定を基本にほかの関係者と連携の上、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定	2,500	5,000	7,500
	(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護事業所等で死亡した利用者に対し上記同様のターミナルケアを行った場合で、入居している事業所等が看取り介護加算を算定している場合に算定	1,000	2,000	3,000

その他の料金（医療保険外の当事業所独自に設定する料金）

サービス内容	全額自己負担
死後の処置料	5,000円
サービス提供時間が90分を超えた場合（長時間訪問看護加算を算定時以外は別途料金が発生します）	30分につき1,000円

お支払いいただく一部負担金の割合について

		一般・低所得者	一定以上所得者	現役並み所得者
後期高齢者医療制度	75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
国民健康保険 （一般被保険者、退職被保険者） 社会保険 （本人・家族）	70歳～74歳	2割負担		
	6歳～69歳	3割負担		
	0歳～義務教育就学前	2割負担		

公費負担医療制度対象の方

- ・公費負担医療制度の対象となる方の自己負担金については、別途お尋ねください。